

# 法改正に関する情報

◆ 平成 22 年 7 月 12 日 「出るデル過去問」（労働編）P93 の記載について

従来、被保険者であって、次のいずれかに該当するものを**短期雇用特例被保険者**としていました。

- ① **季節的**に雇用される者
- ② **短期**の雇用（同一の事業主に引き続き被保険者として雇用される期間が**1年未満**である雇用をいう）に就くことを常態とする者

そのため、「同一の事業主に引き続き被保険者として雇用される期間が1年以上」となると、これらの要件に該当しなくなることから、被保険者資格の切替えが行われました。

平成 22 年法改正により、短期雇用特例被保険者については、

被保険者であって、**季節的に雇用されるもの**のうち、次のいずれにも該当しない者

- ① 4 カ月以内の期間を定めて雇用される者
- ② 1 週間の所定労働時間が 20 時間以上であって厚生労働大臣の定める時間数（30 時間）未満である者

とされました。

この法改正により、法律上、「**短期**の雇用（同一の事業主に引き続き被保険者として雇用される期間が**1年未満**である雇用をいう）に就くことを常態とする者」は、短期雇用特例被保険者となる者の範囲に入らないこととなりました。

ただし、「被保険者資格の切替え」の考え方については、従来と変わりありません。

この点については、業務取扱要領により、

「季節的に雇用される者とは、季節的業務に期間を定めて雇用される者又は季節的に入離職する者をいう」

とされていますが、さらに、

「期間を定めないで雇用された者であっても、季節の影響を受けることにより、雇用された日から**1年未満**の間に離職することが明らかであるものは、季節的に雇用される者に該当する」

としています。

つまり、「季節的に雇用される」とは、「1年未満の雇用である」という考え方があり、これに該当しなくなれば、短期雇用特例被保険者には該当しなくなります。

したがって、「同一の事業主に引き続き被保険者として雇用される期間が1年以上」となった場合には、従来と同様に、被保険者資格の切替えが行われることとなります。